

令和2年度【新型コロナウイルス対応】

緊急特別資金融資制度のご案内

新型コロナウイルス感染症による影響を受けた市内中小企業者の方々の資金繰り支援を目的に、緊急特別資金融資（申請限度額3,000万円）の申込みを受付します。

※ さいたま市中小企業制度融資申込書の「資金使途・必要とする理由」欄に、新型コロナウイルス感染症による影響（影響見込みでも可）をお書きください。

申込期間：令和2年7月1日（水）から令和2年10月30日（金）まで

中小企業融資制度の受付（相談）窓口

**(公財)さいたま市産業創造財団 経営支援・金融課
金融担当**



〒338-0002

さいたま市中央区下落合5丁目4番3号

さいたま市産業文化センター4階

電話 048-851-6391（直通）

ファックス 048-851-6392

【埼京線】

与野本町駅より徒歩約7分

【京浜東北線】

与野駅より徒歩約15分

※駐車場は地下駐車場をご利用ください。

さいたま市緊急特別資金融資制度

融 資 総 額	30億円																				
申 込 期 間	令和2年7月1日（水）から令和2年10月30日（金）まで <u>ただし、受付金額が融資総額に達した時点で締切りとします。</u>																				
融 資 対 象	<p>(1) 市内に事務所、店舗又は工場を有し、事業を営んでいること。 (2) 個人にあつては市の住民票の記録の届出等、法人にあつては市内に本店の登記をしていること。 (3) 資本金又は常時使用する従業員のいずれかが以下の要件に該当している中小企業者であること。（個人及びNPO法人は資本金の要件はありません。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>資本金</th> <th>従業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業等</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医療業</td> <td>個人事業者</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>300人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 市民税を滞納していないこと。 (5) 許認可等を必要とする業種については、原則としてその許認可等を取得していること。 (6) 埼玉県信用保証協会の保証が得られること。 (7) 手形交換所等の取引停止処分を受けていないこと。 (8) 反社会的勢力（暴力団員等）でないこと。</p>	業種	資本金	従業員	製造業等	3億円以下	300人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	小売業	5,000万円以下	50人以下	サービス業	5,000万円以下	100人以下	医療業	個人事業者	100人以下	法人	300人以下
業種	資本金	従業員																			
製造業等	3億円以下	300人以下																			
卸売業	1億円以下	100人以下																			
小売業	5,000万円以下	50人以下																			
サービス業	5,000万円以下	100人以下																			
医療業	個人事業者	100人以下																			
	法人	300人以下																			
融 資 条 件	<p>(1) 資金用途 運転資金（ただし、過去のさいたま市緊急特別資金融資についてのみ借換えを可能とします。また、借換えを行う場合、取扱金融機関は、借換え対象となる借入金の取扱金融機関に限ります。） 設備資金 ※運転資金と設備資金の併用も可能です。</p> <p>(2) 申請限度額 3,000万円 (3) 返済期間 7年以内（据置期間を含む。） (4) 据置期間 1年以内 (5) 利率 年0.80% (6) 担保 必要に応じて徴します。 (7) 連帯保証人 原則として、法人代表者を除いて連帯保証人は徴求しません。 (8) 保証料 埼玉県信用保証協会の保証を付します。（別途、埼玉県信用保証協会の定める保証料※が必要になります。） ※年0.45%～1.59%以内</p>																				

- 融資の申込に関しては、用紙代、紹介料等は一切不要です。
- 既に市の融資制度を利用している方でも申込みいただけます。ただし、約定どおり返済していること等が条件となります。なお、本制度利用後に別途小口資金のご利用はできません。
- （設備資金を利用される方）生産性向上に資する設備の場合、先端設備等導入計画の認定を受けることで、固定資産税の特例措置等の支援策を受けることができます。詳しくは、さいたま市産業展開推進課までお問い合わせください（電話 048-829-1371）。

市融資制度の注意事項

※●は申込みのために提出が必要な書類、△は必要に応じて提出となる書類です。

		個人	法人	取扱金融機関 一覧表
1	融資申込書	●	●	(五十音順) 青木信用金庫 青足利銀行 川口信用金庫 きらやか銀行 群馬銀行 埼玉縣信用金庫 埼玉りそな銀行 商工組合中央金庫 城北信用金庫 常陽銀行 巢鴨信用金庫 大光銀行 第四銀行 大東銀行 東京信用金庫 東和銀行 栃木銀行 八十二銀行 飯能信用金庫 東日本銀行 福島銀行 北越銀行 みずほ銀行 三井住友銀行 三菱UFJ銀行 武蔵野銀行 山形銀行 上記金融機関の 市内本店・支店等 ※一部取り扱えない 支店があります。 ※一部市外支店で 取り扱っています。
2	宣誓書(飲食業の場合)	△	△	
3	経歴書(法人の場合は代表者) (埼玉県信用保証協会の利用が初めての場 合)	△	△	
4	直近2年度分の所得税確定申告書の写し(税務署受付判のあるもの。電子申告の場合はメール詳細が必要で す。)	●		
	直近2年度分の所得税確定申告書添付の決算書の写し	●		
5	直近2期分の決算書の写し(科目別明細含む) NPO法人の場合、表外注1)をご覧ください。		●	
6	直近2期分の確定申告書別表の写し(税務署受付判のあるもの。電子申告の場合はメール詳細が必要で す。) NPO法人の場合、表外注1)をご覧ください。		●	
7	試算表(決算後6か月以上経過している場合)		△	
8	住民票の写し(申込人のみ記載のもので、本籍が入っていないもの)注2)	●		
9	履歴事項全部証明書[商業登記簿謄本]の写し注2) (インターネット登記情報提供サービスにより出力した写しの提出又は画面の 提示でも可)		●	
10	閉鎖謄本(複数存在する場合はすべて添付)注2) (埼玉県信用保証協会の利用が初めての場 合)		△ (各1部)	
11	直近納付期限以降の個人市県民税の納税証明書の写し注2)	●		
12	直近納付期限以降の法人市民税の納税証明書の写し注2) ◎市民税の減免を受けているNPO法人は、法人市民税均等割減決定通 知書の写し又は市税の滞納処分を受けたことがない旨の納税証明書		●	
13	許認可業種の場合は、当該許認可書等の写し	△	△	
14	工事受注明細表(建設業で許認可のない場合) (本市又は借入先の金融機関の所定様式)	△	△	
15	設 備 資 金 の 場 合 見積書の写し(見積発行元の社印、有効期限・宛名等に注意し てください。また、宛名は申込人と同名。) カタログ又は図面の写し 店 舗 等 増 改 築 賃 貸 賃貸借(使用貸借)契約書の写し 賃主の承諾書の写し 自己 所有 固定資産税納税通知書等の写し (自己所有を確認できるもの) 新築・増改築の場合、建築確認済証の写し	△	△	
		△	△	
		△	△	
		△	△	
		△	△	
16	担保提供可能物件の全部事項証明書の写し注2) (インターネット登記情報提供サービスにより出力した写しの提出又は画面の 提示でも可)	△	△	
17	中小企業制度融資申込に係る同意書及び誓約書	●	●	
18	事業計画書(借換資金用)	△	△	
19	委任状 (取扱金融機関等申込人以外の方が申し込まれる場合)	△	△	

注1) NPO法人は、特定非営利活動促進法第28条に規定する「事業報告書(地方自治体の受領印があるもの)」、「計算書類(活動計算書及び貸借対照表)及び財産目録」、「年間役員名簿」、「社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面」の写しが各1通必要となります。また、収益事業を営むNPO法人は、一覧表上の5及び6に係る書類も合わせてご提出ください。

注2) 公的機関が発行した書類については、直近のもので、発行してから原則3か月以内のものが必要です。

※上記申込みに必要な書類には、埼玉県信用保証協会及び取扱金融機関で必要な書類の一部を含みます。また、その他必要に応じて関係書類・添付資料を提出していただくことがあります。

※融資申込後、所定の手続(金銭消費貸借契約の締結等)を特定金融機関で行う際、申込人及び連帯保証人の印鑑証明書及び実印が必要となります。

※一覧表上の1、2、3、14、17及び18については、さいたま市ホームページ上でダウンロード可能です。

融資を受ける心構え

・経営内容を明らかにしておきましょう

事業の内容を示すものは経理であり、いつでも経営内容がわかるように日頃から正しく帳簿を整理しておくことが大切です。

・資金計画と返済計画はきちんとたてておきましょう

資金計画をしっかりとて、資金使途を明確にし、必要な額だけを借りるようにしましょう。

・適切な事業計画をたてましょう

仕事に熱意をもって創意工夫し、将来性のある事業計画をたてましょう。

市融資制度の注意事項

- ・申込み受付後、取扱金融機関の融資審査及び埼玉県信用保証協会の保証審査により融資内容の変更（取消しを含む。）が生じる場合があります。
- ・経営上必要な事業資金以外は、この制度において融資の申込み受付はできません。
- ・納税、売買目的の不動産購入資金、事業用ではない乗用車、土地、県外に設置する設備の購入資金、支払済み又は設置済みの設備の購入資金等は、融資対象外です。
- ・許認可等を必要とする業種を営んでいる方で許認可等を受けていない方は取扱いできませんのでご注意ください。
- ・融資実行後、融資の目的以外に資金を使用した場合は、その資金の全額又は残額を一括返済することとなりますのでご注意ください。

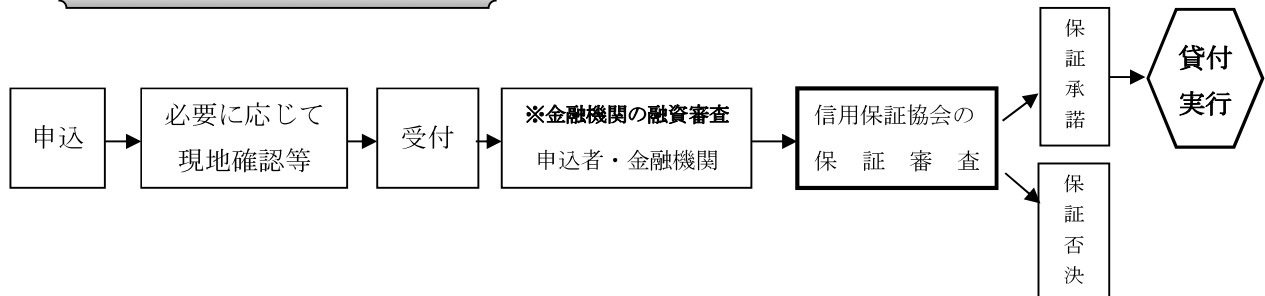
許認可等を必要とする主な業種

- | | |
|------------------|------------|
| 1 飲食業 | 7 運送業 |
| 2 食料品製造・販売業 | 8 産業廃棄物処理業 |
| 3 酒類販売業 | 9 測量業 |
| 4 古物営業 | 10 解体業 |
| 5 建設業（1件500万円以上） | 11 その他 |
| 6 電気工事業 | |

融資の対象とならない主な業種

- 1 農林漁業
- 2 金融・保険業（生命保険・損害保険の代理[店]業等を除く。）
- 3 公務・宗教
- 4 その他信用保証対象外業種

借入申込から融資まで



融資の受付後の手続き

申込受付後、（公財）さいたま市産業創造財団が指定する書類を、借り入れる金融機関に必ず提出し、所定の手続きを行ってください。

※ 詳しくは、（公財）さいたま市産業創造財団までお問い合わせください。
さいたま市は、中小企業融資制度の相談・受付等の業務を（公財）さいたま市産業創造財団へ委託しております。